

# 国有財産の最適利用による 地域連携の推進

No.1



～第37回国有財産沖縄地方審議会を開催～

【財務部】



国有財産沖縄地方審議会の様子

12月2日、第37回国有財産沖縄地方審議会を開催し、2件について諮問しました。

諮問事項の一つ目は、本年6月に出された財政制度等審議会国有財産分科会答申などを踏まえ諮問したもので、二つ目は、当局の国有財産を売払いする場合の審議会への付議基準（面積10,000m<sup>2</sup>以上）に該当していることから諮問したものです。

諮問した2件については、審議の結果、諮問どおり処理することが適當と認める旨の答申がなされました。

当局では、引き続き、地域と連携した国有財産の有効活用を図ることによって、地域・社会のニーズに対応できるよう努めるとともに、適正な国有財産行政を進めています。

## 【質問事項1】～沖縄総合事務局における留保財産<sup>※2</sup>の選定基準について～

### <質問の背景>

財政制度等審議会国有財産分科会では、未利用国有地のストックが減少していることに鑑み、国有財産の更なる有効活用を図るため、有用性が高く希少な国有地については、定期借地権による貸付けを行うことで、売却せずに所有権を国に留保して、財政収入を確保しつつ、最適利用を図っていくべきであるとされました。

また、留保すべき土地の選定については、地域や規模を一定の目安としつつも、各地域や個々の土地の実情及び特性といった個別的な要因も踏まえて総合的に判断する必要があるとされているほか、留保財産の決定は、国民共有の財産の取扱いに係る重要なものであることから、留保すべきか否かの判断は、国有財産地方審議会で審議の上、個々の財産ごとに決定すべきであるとされています。

### <質問内容>

当局では、財政制度等審議会国有財産分科会の答申などを踏まえ、地域・規模の要件として、那覇市の人口集中地区(DID)<sup>※3</sup>に所在する面積2,000m<sup>2</sup>以上の財産を目安とした上で、留保財産の適否に関する判断基準、具体的には、地域・規模に該当しない財産であっても留保財産とすべき個別的要因（立地状況など）や、地域・規模の要件に該当する財産であっても留保財産から除外すべき個別的要因（接道状況など）について諮問しました。

なお、現時点において、管内には選定基準に照らし、留保財産とすべき未利用国有地はありません。

## 【質問事項2】～国頭郡東村字平良に所在する財務省所管の普通財産として引受予定の財産を、『東村多目的運動公園』敷地として売払いすることについて～

完成イメージ図



出典：東村

審議会の開催結果、議事録、資料については、当局ウェブサイトに掲載しております。

当局ウェブサイト [http://www.ogb.go.jp/zaimu/zaimu\\_kokuyuu/chihou\\_shingi/shingikai](http://www.ogb.go.jp/zaimu/zaimu_kokuyuu/chihou_shingi/shingikai)

※1 沖縄総合事務局長の諮問機関で、国有財産の管理及び処分について調査審議し、意見を述べることが可能。

※2 国が所有権を留保し、将来世代に残しておくべき、有用性が高く希少な土地

※3 市区町村の区域内で人口密度が4,000人/km以上の大字・町名の基本単位区が互いに隣接し、あわせて人口5,000人以上となる地区